

感染したかな？と思ったら・・・

(学生用) 新型コロナウイルス感染症対応フローチャート



2021/4/8 改訂 (Ver. 4)

風邪やいつもと違う症状がある、または登校後に症状が出た場合

- ・自宅の場合、**学生支援課**に連絡、自宅で安静
- ・登校後の場合、**速やかに帰宅し学生支援課**に連絡、自宅で安静。登校後、**以下の青色枠の症状や帰宅できない強い症状が出た場合は、保健管理センター**に電話し、指示に従う。
- ・自宅で安静中、以下の症状により「かかりつけ医」等の身近な医療機関に適切に相談を行う。

症状例

- ・発熱
- ・咽頭痛、咳、痰、呼吸苦
- ・下痢
- ・その他いつもと違う症状
- ・体の疲れ、だるさ
- ・頭痛、頭重感、筋骨格痛
- ・味覚や嗅覚の異常

- ・苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の**強い症状**
- ・味覚や嗅覚の異常
- ・基礎疾患等（妊娠も含む）のある人

直ぐに相談

風邪やいつもと違う症状が続く（相談）

① まずは、「かかりつけ医」等に電話で相談

② 相談先・受診先に迷ったとき

相談

相談

かかりつけ医等の身近な医療機関

対応できない場合

案内

医療機関の判断

対応できる医療機関

子 粉

「感染の疑いが無い場合」
一般受診・自宅安静

陽性的場合、「感染者と診断された場合」の対応
を取る

感染者と診断された場合
(保健所・医療機関)

学生支援課に速やかに連絡
・保健所・医療機関の指示に従う

医療機関の入院→退院
宿泊療養施設での療養→退所

療養期間終了後、学生支援課に報告し、
登校について許可を得る

濃厚接触者と特定された場合
(保健所)

学生支援課に速やかに連絡
・保健所・医療機関の指示に従う

健康観察期間中に、陽性反応

「感染者と診断された場合」
の対応を取る

症状が出ず、保健所等の指示による
自宅等での健康観察期間終了

健康観察期間終了後、学生支援課に
報告し、登校について許可を得る

※同居家族が感染者と濃厚接触している
者と特定された場合（**学生支援課に速
やかに連絡**）は、保健所による同居家
族の安全性が確定するまで、自宅待機

最初に症状が出た日から8日経過で、薬を
服用していない状態で解熱し症状が消失し
た日を0日として3日経過後まで自宅安静
(病院等での相談受診をせずに、自宅で安
静した場合もこれに準ずる)

学生支援課に報告し、登校について許可を得る

連絡先

☆ 学生支援課
電話 0749-27-7530 FAX 0749-27-1149

◎ 登校後、症状例の青色枠の症状や帰宅でき
ない強い症状が出た場合

☆ 保健管理センター
・彦根キャンパス 電話 0749-27-1024
・大津キャンパス 電話 077-537-7709

※このフローチャートは、状況に応じて変更する。

◎夜間、休日等の学生支援課への連絡先は、4月9日にサクセスでお知らせした「新型コロナウイルス感染症対応フローチャートについて」のメールアドレスに連絡すること。